

受理官庁 LR	リベリア知的所有権庁 (LIPO)	附属書 C LR
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	リベリア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、 中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁 又はスウェーデン知的所有権庁 (PRV)	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、 中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) ¹ 、欧州特許庁 ² 又はスウェーデン知的所有権庁 (PRV)	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：米国・ドル (USD)	
送付手数料	USD 50	
国際出願手数料 ³	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ³	USD 16	
調査手数料	附属書D (AT), (AU), (CN), (EP) 又は (SE) 参照	
優先権書類の手数料	証明書の各頁につき USD 5	
受理官庁は代理人を要求するか?	要求する	
誰が代理人として行為できるか?	リベリア知的所有権庁 (LIPO) が認定した弁護士で弁護士会 に登録されている者、又はLIPOが認定した知的所有権代理人	

1 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

2 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁又はスウェーデン知的所有権庁 (PRV) が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

3 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。